

みどりのチェックシート（畜産）  
解説書

令和4年10月  
農林水産省畜産局

- 本解説書では、みどりのチェックシートの各取組項目について、
  - ・チェックする際の判断基準となる取組内容
  - ・チェックの判断基準となる取組に関して、知っていただきたい情報を記載しています。
- チェックする際の判断基準となる取組内容が複数ある取組項目では、いずれか一つ以上の取組内容を実践していれば、チェックするようにしてください。

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】		
①	みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。	⇒P 1

【省エネ、環境法令に応じた対応】		
②	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない。	⇒P 1
③	プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。	⇒P 2
④	(※特定事業場の場合) 排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。	⇒P 2
⑤	(※飼育頭数が一定規模以上の場合) 家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している。	⇒P 3

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】		
⑥	GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している。	⇒P 4
⑦	アニマルウェルフェアについて、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等に沿って飼養管理することが求められていることを認識している。	⇒P 6

【農作業安全】		
⑧	機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している。(定期メンテナンス、点検記録作成等)	⇒P 6
⑨	作業安全に配慮した適正な作業環境への改善(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)を行っている。	⇒P 7

【農薬、肥料の取扱い】※飼料生産(委託含む)を行っている場合		
⑩	農薬の適正な使用・保管を行っている。	⇒P 9
⑪	農薬の使用状況等の記録を保存している。	⇒P10
⑫	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件(作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等)を整備している。	⇒P10
⑬	肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。	⇒P11

【遺伝資源保護】※和牛生産を行っている場合		
⑭	家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。	⇒P12

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】

チェック項目①	チェックの判断基準となる取組内容
<p>みどりのチェックシートの<b>解説書を用いて自己学習</b>し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する<b>重要情報</b>を理解している。</p>	<p>◆ 本解説書の「<b>チェックの判断基準</b>となる取組内容」や「<b>取組に関する重要情報</b>」の記載内容を把握してください。</p>

【省エネ、環境法令に応じた対応】

チェック項目②	チェックの判断基準となる取組内容
<p>畜舎内の<b>照明、温度管理</b>など施設・機械等の使用や導入に際して、<b>不必要・非効率なエネルギー消費</b>をしない。</p>	<p>省エネ（電気、燃料等）を意識し、以下のいずれかに取り組んでいる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>不要な照明の消灯</b>等を行っている。</li> <li>◆ <b>必要以上の加温、保温を行わない</b>等、適切な温度管理を行っている。</li> <li>◆ <b>むやみに起動させたり、停止させたりする等ではなく、効率的な機械の運転</b>を行っている。</li> <li>◆ 施設・機械等が効果的に機能を果たせるように、<b>破損箇所の補修</b>等を行っている。</li> </ul>

【省エネ、環境法令に応じた対応】

チェック項目③	チェックの判断基準となる取組内容
<p>プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。</p>	<p>プラスチック製の資材について、以下のいずれかに取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 産業廃棄物として適切に処分を実施している。</li> <li>◆ なるべくプラスチック製の廃棄物が量が減るような取組を行っている又は検討している。</li> <li>◆ プラスチック系資材の代わりに、非プラスチック系資材を導入している又は導入を検討している。</li> </ul>
<p>取組に関する重要情報</p>	
<p>◆ 温室効果ガスの排出削減に向け、プラスチック製の廃棄物の削減や再生利用は重要な取組です。</p>	




※特定事業場の場合は、確認ください

チェック項目④	チェックの判断基準となる取組内容
<p>排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法の適用対象となる事業場（特定事業場）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総面積 50m<sup>2</sup>以上の豚房</li> <li>総面積 200m<sup>2</sup>以上の牛房</li> <li>総面積 500m<sup>2</sup>以上の馬房</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 以下の全ての取組を実践できるよう内容を認識している。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛・豚・馬を一定規模以上で飼養（特定事業場に該当）する際の届出</li> <li>・特定事業場の届出内容に変更があった場合の変更届</li> <li>・排出水の水質規制基準等の遵守</li> <li>・年に1回以上の排出水の測定と結果の記録、その3年間の保存</li> </ul> </li> </ul>
<p>取組に関する重要情報</p>	
<p>◆ 牛・豚には経過措置として暫定排水基準が適用されていますが、一般排水基準の早期達成に向けた取組が重要です。最近では3年ごとに暫定排水基準が引き下げられています。</p>	

※飼養頭数が管理基準の適用対象にある一定規模以上の場合は、確認ください

チェック項目⑤	チェックの判断基準となる取組内容
<p>家畜排せつ物の管理においては、<b>家畜排せつ物法に基づき、管理基準を遵守</b>している。</p> <div data-bbox="189 536 625 715" style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>管理基準の適用対象 牛又は馬 10頭以上 豚 100頭以上 鶏 2,000羽以上</p></div>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 以下の全ての<b>取組を実践できる</b>よう内容を認識している。<ul style="list-style-type: none"><li>・固形状の家畜排せつ物の管理施設は、<b>床を不浸透性材料（コンクリート等）</b>で築造し、<b>適当な覆い及び側壁を設ける</b>こと。</li><li>・液状の家畜排せつ物の管理施設は、<b>不浸透性材料で築造した貯留槽</b>とすること。</li><li>・<b>家畜排せつ物は管理施設において管理</b>すること。</li><li>・管理施設を<b>定期的に点検</b>すること。（一般的には年1回程度）</li><li>・管理施設の床、側壁等に<b>破損があるときは遅滞なく修繕</b>を行うこと。</li><li>・送風装置や攪拌装置等を設置している場合は、当該<b>装置の維持管理</b>を適切に行うこと。</li><li>・家畜排せつ物の<b>年間の発生量、処理の方法等について記録</b>すること。</li></ul></li></ul>
<b>取組に関する重要情報</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 家畜排せつ物の<b>野積み・素掘りは禁止</b>です。</li><li>◆ 家畜排せつ物の<b>発生量・処理の方法の記録は法に基づく義務</b>です。</li><li>◆ <b>強制発酵</b>による堆肥化や<b>放牧</b>などにより、家畜排せつ物由来の<b>温室効果ガスの発生を削減</b>出来ます。</li></ul>	

# 【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】

チェック項目⑥	チェックの判断基準となる取組内容
<p><b>GAP又は農場HACCP</b>について、認証を取得している又は、認証は取得せずとも、<b>可能な取組から実践</b>している。</p>	<p>&lt;GAPに取り組む場合&gt;            ◆ 認証GAPの取組内容（P.5参照）のうち、<b>3つ以上取り組んでいる</b>。</p>
	<p>&lt;農場HACCPに取り組む場合&gt;            ◆ 以下のいずれかに取り組んでいる。            ・衛生管理方針・衛生管理目標を設定している。            ・農場指導員や認証機関の指導を受けている。            ・経営者又はHACCPチーム責任者等が農場指導員養成研修会を受講している。</p>
	<p>◆ 既にいずれかの認証を取得している。</p>
<p><b>取組に関する重要情報</b></p>	
<p>&lt;GAP&gt;            ◆ <b>GAPの農場用の管理点と適合基準</b>は、一般財団法人日本GAP協会のHPから閲覧できます。  <a href="https://jgap.jp/uploads/media/tO_nI7gVAA">https://jgap.jp/uploads/media/tO_nI7gVAA</a>            ◆ また、生産者がチェック項目に基づいて取組状況の<b>自己点検を行うGAP取組自己点検システム</b>は、公益社団法人中央畜産会のHPから取組ができます。  <a href="https://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html">https://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html</a></p>	<p>ご存じなければ、下記URLより御確認ください。</p>   
<p>&lt;農場HACCP&gt;            ◆ 畜産物が消費者に与える危害を防止するため、<b>農場の衛生管理にHACCPの考え方を採り入れて</b>、継続的に改善を図っていくシステムです。            ◆ 安全・安心な家畜・畜産物を供給するだけでなく、<b>従事者の衛生管理の認識向上や家畜の伝染病の感染防止等により生産性の向上</b>にも繋がります。</p>	

## ※参考：認証G A Pの取組内容（J G A P家畜・畜産物の項目）

- JGAP やGLOBALG.A.P.では、食品安全や環境保全、労働安全、人権、農場経営管理、アニマルウェルフェア等に関するチェック項目があります。
- 日頃、みなさんが行っている取組に加えて、こんな項目に取り組みと、GAP 認証が取得できます。
- 以下のチェック項目を参考に、自己点検をしてみましょう。

### ① 食品安全・家畜衛生に関する項目

取組内容(例)	チェック
家畜に感染する疾病に感染しているおそれのある入場者、作業者の畜舎への立入禁止、作業への従事を禁止している。	
飲水等への異物混入や汚染を防ぐため、必要に応じて作業着、帽子、マスク、長靴、手袋などを装着する。	
管理獣医師などの下で、動物用医薬品を使用し、医薬品の名称、使用日、指示の内容などの記録をつけている。	
休薬期間などが定められている動物用医薬品を使用した場合、当該期間を経過して出荷されたことを記録している。	

### ② 環境保全に関する項目

取組内容(例)	チェック
家畜排せつ物の管理施設は、法律に定める構造設備基準に適合した施設である。	
家畜排せつ物の管理施設は、定期的に点検しており、破損箇所があれば速やかに修繕している。	
土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な施用や、都道府県の施肥基準や農協の栽培暦などに即した施肥をしている。	
家畜排せつ物の施用に際して、堆肥化など適正な処理を実施している。	
省エネのための取組を行っている。	

### ③ 労働安全に関する項目

取組内容(例)	チェック
草地、作業路、畜舎などにおける危険箇所、危険作業の点検を年一回以上行う。	
危険な作業を行う場合は、十分な教育・訓練を受け、必要な資格や講習を受けるか、その監督下で作業する。	
機械や設備、車両は、適期に点検・整備・清掃などを行い、その記録を保存する。	

### ④ 人権に関する項目

取組内容(例)	チェック
労働者を雇用している場合、休憩時間や作業場の照明の明るさ、有給休暇の取得、労働者のメンタルヘルスなどについて、年一回以上話し合いを行い、記録する。	
同じ条件での仕事については、国籍や性別などで賃金に差を設けない。	

### ⑤ 農場経営管理に関する項目


取組内容(例)	チェック
農場や資材管理、労務管理などの各部門の責任者がわかる組織図を作り担当者を明確にする。	
畜舎、畜産物取扱い施設、草地などでの作業を記録している。	

### ⑥ アニマルウェルフェアに関する項目

取組内容(例)	チェック
「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に対応したチェックリストを活用して、飼養環境の改善に取り組んでいる。	



## 【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】

チェック項目⑦	チェックの判断基準となる取組内容
<p>アニマルウェルフェアについて、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等に沿って飼養管理することが求められていることを認識している。</p>	<p>◆ (公社) 畜産技術協会等が公表している「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針」及び「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針」を読み理解した。</p>
<p>取組に関する重要情報</p>	
<p>◆ 各指針については農林水産種のHPから閲覧できます。  <a href="https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html">https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html</a></p>	<p>ご存じなければ、下記URLより御確認ください。</p> 

## 【農作業安全】

チェック項目⑧	チェックの判断基準となる取組内容
<p>機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している（定期メンテナンス、点検記録作成等）。</p>	<p>◆ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）における事業者向けチェックシート（P.8参照）に基づき取組の点検を行っており、「該当しない」以外は、すべて「実施」又は「今後、実施予定」となっている。</p> <p>上欄のチェックシートを用いない場合は、以下のいずれかに取り組んでいる。</p> <p>◆ 農業機械の日常点検・定期点検や整備を適切に実施している。</p> <p>◆ 動力を切り、機械を清掃し泥等を取り除く等、農業機械を適切に保管している。</p>



チェック項目⑨	チェックの判断基準となる取組内容
<p>作業安全に配慮した<b>適正な作業環境への改善</b>（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等）を行っている。</p>	<p>◆ <b>農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）における事業者向けチェックシート（P.8参照）に基づき取組の点検を行っており、「該当しない」以外は、すべて「実施」又は「今後、実施予定」となっている。</b></p> <p>上欄のチェックシートを用いない場合は、以下のいずれかに取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 日頃から<b>作業手順等を確認</b>するとともに、危険性が高いと感じた事象を踏まえて、<b>作業手順等を見直している。</b></li> <li>◆ 事故が発生した場合に備え、<b>被害を最小限に抑えるための対応</b>を行っている。</li> <li>◆ 営農上の行動範囲における<b>危険箇所</b>について、改善している又は<b>表示板の設置等により明示</b>している。</li> <li>◆ 危険性が高いと感じた事象を、<b>従業員や作業受託者と共有</b>している。</li> <li>◆ 回転部に巻き込まれないよう<b>袖口がしまった服装</b>をしたり、転倒・転落等の危険性がある作業時は<b>ヘルメット</b>を着用する等、適切な<b>保護具・服装</b>を着用して作業を行っている。</li> <li>◆ 資機材等を初めて使用する時を含め、<b>農業機械、器具等</b>の取扱説明書の確認等を通じて、<b>適正な使用方法や注意事項を理解し、実践</b>している。</li> </ul>

取組に関する重要情報

- ◆ **作業機械による事故**に加え、搾乳中、出荷時などに牛が予想外の動きを取ることなどによる事故が発生しています。
- ◆ 未然に防ぐためには、以下の点が重要です。
  - ・ **機械の点検等**を行う際には、**警告表示プレート**を使用し、作業中であることを他者に伝える
  - ・ 急な動作で**牛を驚かさ**ない、**ヘルメットや安全靴の着用**する

# ※参考：農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）における事業者向けチェックシート

## 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業） 事業者向け チェックシート

事業者名	
品目 (○を付ける。複数選択可)	米 / 畑作 / 露地野菜 / 施設園芸 / 果樹 / 酪農 / 肉用牛 / 豚 / 鶏 / その他 ( )
記入者 氏名	
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

※GAPに取り込まれている方へ：2-1③-①以外は、GAPの取組としても行われるべき事項です。本チェックシートを通して、これらの取組が実施できているか、改めてご確認ください。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 -：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる。	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	家族の話合い、職場での朝礼や定期的な集會等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令や職場内の安全ルールを遵守する。 (法令による義務の例) ・トラックで公道を走行するときは、作業機を含めた車輻等の条件に応じて、大型特殊自動車免許等を取得した者とする(道路交通法第85条等) ・労働者をフォークリフトの運転業務に就かせるときは、最大荷重に応じて、技術講習を修了した者とするか、特別教育を実施する(労働安全衛生法第59条第3項等)	
1-(2)-②	農業機械や農薬等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	

1-(2)-④	健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	GAPの取組を行ったり、作業安全対策に知見のある第三者等によるチェックを受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や農薬など危険性・有害性のある資材を適切に保管する。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	機械・器具等の危険箇所を特定して改善・整備し、安全な作業手順、作業動作、使用方法等を明文化又は可視化して全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-③	現場の作業環境の危険箇所を予め特定し、改善・整備や掲示等による注意喚起を行う。	
1-(4)-④	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える。	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(①事故直後の救護・搬送、連絡、②その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事できなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

チェック項目⑩	チェックの判断基準となる取組内容
<p>農薬の適正な使用・保管を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項、被害防止方法等を確認している。</li> <li>◆ ラベルの表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用している。</li> <li>◆ 隣接地に他作物がある場合には、飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努め、周りに影響が少ない天候や時間帯を選択して散布を行っている。</li> <li>◆ 住宅地に近接する農地の場合には、周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知している。</li> <li>◆ 複数の薬剤を使用する場合には、器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄している。</li> <li>◆ 鍵のかかる保管庫に農薬を保存する等、適切に管理を行っている。</li> <li>◆ 誤飲・誤食等を防ぐため、別容器への農薬の移し替えを行わないようにしている。</li> </ul>
<b>取組に関する重要情報</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農薬を使用する際には、<b>確認作業が重要</b>です。</li> <li>◆ 確認不足や思い込みにより間違った農薬、期限切れの農薬を使用しないよう、また、間違った使い方をしないようにしましょう。</li> </ul>	

チェック項目⑪	チェックの判断基準となる取組内容
<p>農薬の使用状況等の記録を保存している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農薬の使用に当たっては、使用日、使用場所、使用した農作物、使用した農薬の種類又は名称、単位面積当たりの使用量又は希釈倍数等を記録している。</li> <li>◆ 作成した記録は、一定期間、適切に保存している。</li> </ul>

取組に関する重要情報

- ◆ 農薬の使用状況を記録することは重要です。記録は、農薬を適正に使用したことを示すことになり、農薬の在庫管理にも繋がります。保管期間は、作付け終了後1～3年ほどを目安に、万が一の際の使用履歴の照会に対応できるような期間で設定しましょう。

チェック項目⑫	チェックの判断基準となる取組内容
<p>病害虫・雑草が発生しにくい生産条件（作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等）を整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自己所有地の雑草、残さ等の除去を行っている。</li> <li>◆ 飼料生産に影響を及ぼしそうな自己所有の土地以外の雑草繁茂、残さ等の状況を把握している。</li> </ul>

ご存じなければ、下記URLより御確認ください。

取組に関する重要情報

- ◆ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の考え方が重要です。特に、飼料作物では登録されている薬剤は少ないため、草勢の維持、耕うん、雑草の抜き取り、放牧圧を高める管理等耕種的防除が中心的技術となります。

- ① 農林水産省Webサイト [https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g\\_ipm/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/)
- ② 農薬工業会Webサイト [https://www.jcpa.or.jp/qa/a6\\_05.html](https://www.jcpa.or.jp/qa/a6_05.html)
- ③ （一社）日本植物防疫協会Webサイト <https://www.jppe.or.jp/technorogy/byogaichu/ipm>



チェック項目⑬	チェックの判断基準となる取組内容
<p>肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 肥料の使用に当たっては、<b>施肥場所（ほ場名等）、施肥日、肥料の名称、施肥量、施肥方法（散布機械の特定を含む）、作業者名</b>を記録している。</li> <li>◆ 作成した記録は、一定期間、適切に保存している。</li> </ul>
<p><b>取組に関する重要情報</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 肥料や堆肥の使用状況と作物の生育状況を比較することで<b>次作の施肥設計の参考</b>とすることができるほか、生産した飼料の品質に問題が生じた際には、<b>記録が原因追及の一助</b>となります。保管期間は、作付け終了後1～3年ほどを目安に、万が一の際の使用履歴の照会に対応できるような期間で設定しましょう。</li> </ul>	



<p>チェック項目⑭</p>	<p>チェックの判断基準となる取組内容</p>
<p>家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。</p>	<p>◆ 以下の全ての取組を実践できるよう内容を認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい証明書（誤った記載事項が無いなど）が添付された精液・受精卵であることを確認して使用しているなど家畜改良増殖法を遵守すること。</li> <li>・精液・受精卵の譲渡契約（譲渡・利用できる範囲（国内又は県内など）、譲渡・利用の目的（繁殖用牛又は肥育牛生産用など））を遵守すること。</li> </ul>
<p>取組に関する重要情報</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 正しい証明書が添付されていない精液や受精卵を譲渡・使用（注入・移植）することは不正行為です。</li> <li>◆ 他人の飼養する雌畜への家畜人工授精等は、獣医師又は家畜人工授精師の資格が必要です。</li> <li>◆ 精液・受精卵を他者に譲渡する（無償も含む）ために保存している場合は、家畜人工授精所の開設許可が必要です。</li> <li>◆ 和牛の精液は、譲渡契約により国内（県有牛の場合は県内の場合もある）での使用に制限されています。使用にあたっては、契約書や事業者のホームページ等により使用者の範囲や使用目的を確認しましょう</li> </ul>	